

令和8年茂原市教育委員会会議1月定例会日程

日時：令和8年1月27日（火）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

(議決事項)

議案第1号 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第4号 茂原市立小学校及び中学校管理規則及び茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱を廃止する告示の制定について

議案第6号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 茂原市学校再編第二次実施計画に示されている「本納小学校と豊岡小学校の統合」の取組継続について

(報告事項)

報告1 南中学校・早野中学校統合準備委員会の協議状況について

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 1 月 2 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則（平成 4 年茂原市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表事務職員の部指導員の項を削る。

第 7 条第 1 項第 1 号中「又は P T A 会員」を削り、同項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（6） 青少年育成会構成員

第 7 条第 1 項第 4 号中「育成会構成員」を「更生保護女性会員」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「又は更生保護女性会員」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） P T A 会員

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 青少年指導センター職員の職及び青少年補導員の委嘱対象者について、実態に合わせた表記内容とするため、所要の改正をしようとするものです。

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			現 行		
<p>(職員の職及び職務)</p> <p>第3条 青少年指導センターに置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。</p>			<p>(職員の職及び職務)</p> <p>第3条 青少年指導センターに置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。</p>		
職員	職	職務	職員	職	職務
事務職員	所長	上司の命を受けて青少年指導センターの事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。	事務職員	所長	上司の命を受けて青少年指導センターの事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
	所長補佐	上司の命を受けて所長を補佐する。		所長補佐	上司の命を受けて所長を補佐する。
	副主幹	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。		副主幹	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
	主査	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。		主査	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
	副主査	上司の命を受けて担当事務を掌理する。		副主査	上司の命を受けて担当事務を掌理する。
	主事	上司の命を受けて青少年指導センターの業務に従事する。		主事	上司の命を受けて青少年指導センターの業務に従事する。
	主事補	上司の命を受けて主事の職務を助け、事務に従事する。		主事補	上司の命を受けて主事の職務を助け、事務に従事する。
<p>(青少年補導員)</p> <p>第7条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、拘禁刑以上の刑に処せられたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教職員</p> <p><u>(2) P T A会員</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 保護司</u></p>			<p>(青少年補導員)</p> <p>第7条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、拘禁刑以上の刑に処せられたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教職員又は<u>P T A会員</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 保護司又は更生保護女性会員</u></p>		

議案第1号参考資料

改正後	現行
<u>(5)</u> 更生保護女性会員	<u>(4)</u> 育成会構成員
<u>(6)</u> 青少年育成会構成員	
<u>(7)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

議案第2号

茂原市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の制定について

茂原市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則を次のように制定する。

令和8年1月27日提出

茂原市教育長 富田浩明

茂原市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の運営方針)

第2条 協議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限の下、学校に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校、保護者及び地域住民の信頼関係を深め、協働して児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校に協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができるものとする。

(委員)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）の数は、10名以内とする。ただし、2

校で1つの協議会を設置する場合の委員数は、15名以内とし、3校以上で1つの協議会を設置する場合の委員数は、20名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の地域住民
- (2) 対象学校の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教員及び事務職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係機関の職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4 委員の任期は、任命された日から当該年度の末日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤特別職とする。

7 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年茂原市条例第36号）の定めるところによる。

（守秘義務等）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会長は対象学校の校長と協議の上、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、議長を務める。

2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により、協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第9条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育目標に関する事項

(2) 学校運営方針に関する事項

(3) 組織編制に関する事項

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第10条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の保護者及び地域の住民等に対し、対象学校の運営及び必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第12条 協議会は、法第47条の5第7項の規定により、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)について当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

(1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第15条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が発生したとき。

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、
学校運営への地域住民及び保護者等の参画を促進し社会総がかりで子供たち
を育てていくために学校運営協議会を設置する必要があるため、新たに規則
で定めようとするものです。

「

茂原市建築紛争調 停委員会委員	〃 7,200						
--------------------	---------	--	--	--	--	--	--

」を

「

茂原市建築紛争調 停委員会委員	〃 7,200						
学校運営協議会委 員	年額 6,000						

」に改

める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 学校教育法の規定に併せて、所要の改正を図るとともに、学校運営協議会の導入に伴い委員の報酬について、新たに条例で定めようとするものです。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								現行							
別表								別表							
区分	報酬の額	鉄道賃 船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	区分	報酬の額	鉄道賃 船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
(略)	円			円	円	円	円	(略)	円			円	円	円	円
保育所嘱託医	〃 120,000							保育所嘱託医	〃 120,000						
学校薬剤師	〃 77,000							幼稚園医	〃 120,000						
(略)								学校薬剤師	〃 77,000						
茂原市建築紛争調停委員会委員	〃 7,200							(略)							
学校運営協議会委員	年額 6,000							茂原市建築紛争調停委員会委員	〃 7,200						

議案第4号

茂原市立小学校及び中学校管理規則及び茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立小学校及び中学校管理規則及び茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年1月27日提出

茂原市教育長 富田 浩明

茂原市立小学校及び中学校管理規則及び茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

(茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 茂原市立小学校及び中学校管理規則(昭和47年茂原市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(茂原市立幼稚園管理規則の一部改正)

第2条 茂原市立幼稚園管理規則(昭和47年茂原市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の2を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 学校評議員の廃止に伴い、関係する規則について所要の改正をしようとするものです。

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>第10条 削除</p>	<p><u>(学校評議員)</u></p> <p><u>第10条 学校に、評議員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>

茂原市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(削除)</p>	<p><u>(学校評議員)</u> <u>第6条の2 幼稚園に、学校評議員を置くことができる。</u> <u>2 学校評議員は、当初幼稚園の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、園長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。</u> <u>3 前2項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>

附 則（令和7年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱を廃止する告示の制定について

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 月 2 7 日提出

茂原市教育委員長 富 田 浩 明

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱を廃止する告示

茂原市立学校、中学校及び幼稚園の学校評議員の設置及び運営に関する要綱（平成14年茂原市教育委員会告示第 1 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 学校評議員の廃止に伴い、要綱を廃止しようとするものです。

議案第 6 号

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 1 月 2 7 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 9 号中「学校評議員の委嘱」を「学校運営協議会委員の任命」に改める。

第 1 4 条教育部学校教育課の部中第 1 9 号を削る。

同条教育部生涯学習課の部に次の 1 号を加える。

（ 1 7 ） 学校運営協議会に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 学校運営協議会の設置に伴い、学校評議員を廃止することから、所要の改正をしようとするものです。

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(議決事項)</p> <p>第7条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>学校運営協議会委員の任命及び解任に関すること。</u></p> <p>(20)・(21) (略)</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 課の庶務に関すること。</p> <p>(2) 学校の組織編制及び学級編制に関すること。</p> <p>(3) 就学及び就園に関すること。</p> <p>(4) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(5) 県費負担職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関すること。</p> <p>(6) 学校教育の指導助言に関すること。</p> <p>(7) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(8) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(9) 生徒指導及び長欠対策に関すること。</p> <p>(10) 就学指導及び教育支援委員会に関すること。</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第7条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>学校評議員の委嘱及び解任に関すること。</u></p> <p>(20)・(21) (略)</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 課の庶務に関すること。</p> <p>(2) 学校の組織編制及び学級編制に関すること。</p> <p>(3) 就学及び就園に関すること。</p> <p>(4) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(5) 県費負担職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関すること。</p> <p>(6) 学校教育の指導助言に関すること。</p> <p>(7) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(8) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(9) 生徒指導及び長欠対策に関すること。</p> <p>(10) 就学指導及び教育支援委員会に関すること。</p>

改正後	現行
<p>(1 1) 教科用図書及び教材の取扱に関する事。</p> <p>(1 2) 国際理解教育及び情報教育に関する事。</p> <p>(1 3) 学校保健及び学校安全に関する事。</p> <p>(1 4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(1 5) 園児、児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理並びに就学時健康診断に関する事。</p> <p>(1 6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(1 7) 学校給食に関する事。</p> <p>(1 8) 給食費の設定又は変更に関する事。</p>	<p>(1 1) 教科用図書及び教材の取扱に関する事。</p> <p>(1 2) 国際理解教育及び情報教育に関する事。</p> <p>(1 3) 学校保健及び学校安全に関する事。</p> <p>(1 4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(1 5) 園児、児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理並びに就学時健康診断に関する事。</p> <p>(1 6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(1 7) 学校給食に関する事。</p> <p>(1 8) 給食費の設定又は変更に関する事。</p> <p><u>(1 9) 学校評議員に関する事。</u></p>
<p>生涯学習課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習推進施策の企画及び連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習推進協議会に関する事。</p> <p>(5) 生涯学習情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>(6) 放課後子ども教室推進事業に関する事。</p> <p>(7) 青少年問題協議会に関する事。</p> <p>(8) 家庭教育に関する事。</p> <p>(9) 成人教育、女性教育、青少年教育（公民館によるものを除く。）に関する事。</p> <p>(1 0) 社会教育関係諸団体の指導育成に関する事。</p> <p>(1 1) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(1 2) 文化財の保護に関する事。</p>	<p>生涯学習課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習推進施策の企画及び連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習推進協議会に関する事。</p> <p>(5) 生涯学習情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>(6) 放課後子ども教室推進事業に関する事。</p> <p>(7) 青少年問題協議会に関する事。</p> <p>(8) 家庭教育に関する事。</p> <p>(9) 成人教育、女性教育、青少年教育（公民館によるものを除く。）に関する事。</p> <p>(1 0) 社会教育関係諸団体の指導育成に関する事。</p> <p>(1 1) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(1 2) 文化財の保護に関する事。</p>

改正後	現 行
<p>(13) 文化団体の育成並びに音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等（公民館主催によるものを除く。）の開催及びその奨励に関する事。</p> <p>(14) 文化財審議会に関する事。</p> <p>(15) 茂原市立図書館に関する事。</p> <p>(16) 茂原市立図書館協議会に関する事。</p> <p><u>(17) 学校運営協議会に関する事。</u></p>	<p>(13) 文化団体の育成並びに音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等（公民館主催によるものを除く。）の開催及びその奨励に関する事。</p> <p>(14) 文化財審議会に関する事。</p> <p>(15) 茂原市立図書館に関する事。</p> <p>(16) 茂原市立図書館協議会に関する事。</p>

議案第7号

茂原市学校再編第二次実施計画に示されている「本納小学校と豊岡小学校の統合」の取組継続について

茂原市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号の規定により、茂原市学校再編第二次実施計画に示す「本納小学校と豊岡小学校の統合」について、本計画の期間満了後においても、両校の統合に向けた取組を継続する。

令和8年1月27日提出

茂原市教育長 富田 浩 明

提案理由

茂原市学校再編第二次実施計画は、本年度をもって計画期間が満了となります。本計画に示されている「本納小学校と豊岡小学校の統合」については、これまで保護者や地域住民等との話し合い等を行ってきましたが、統合に関して十分な理解が得られておらず、統合期日を決定するには至っていない状況です。

そのような中、豊岡小学校では、今後、更なる小規模化が見込まれており、過度な小規模化は教育上の課題が極めて大きく、望ましい教育環境ではありません。

つきましては、未来を切り拓く子供たちの将来を考え、充実した学びを展開できる教育環境を確保するため、本計画の期間満了後においても、両校の統合に向けた取組を継続しようとするものです。

茂原市学校再編第二次実施計画に示されている 「本納小学校と豊岡小学校の統合」とその取組状況

1. 計画の全体像と概要

	H29	R3	R8
学校再編基本計画 (基本的な考え方)	H29 年度～R7 年度の 9 年間		“次期”基本計画
第一次実施計画	H29～R2 年度の 4 年間 ・本納地区の学校のあり方		
第二次実施計画		R3～R7 年度の 5 年間 ・本納小と新治小の統合 ・本納小と豊岡小の統合	

第一次実施計画 (要約)

現状

本納地区の3小学校は、適正規模を満たしておらず、近い将来全学年が単学級となることが見込まれている。特に新治小学校は市内で唯一複式学級が存在する学校である。また、本納中学校も適正規模を満たしておらず、将来的にも生徒数の減少が見込まれている。

方針

3つの小学校を統合する。本納中学校についても小規模化が見込まれるが、他の中学校へ統合した場合、市北部地域から中学校がなくなってしまう、通学範囲等を考慮すると生徒の負担が大きく、望ましい教育環境にはならないため、統廃合せずに存続させる。

そして、3小学校の統合を機に、本納地区における特色ある教育を推進する。統合時期は、第二次実施計画期間内での統合を目指す。

第二次実施計画 (要約)

方針

複式学級を有する新治小学校と本納小学校の速やかな統合（令和5年4月1日）を行い、その後、豊岡小学校との統合（令和8年4月1日以降の早期）を進める段階的な統合を行う。

本納小学校と豊岡小学校の統合は、児童数の推移を注視し、保護者や地域住民等と協議を重ね、理解を得ながら、令和8年3月31日までに統合時期を定める。統合は令和8年4月1日以降の早期を目指すものとし、児童数の減少に応じ具体的な協議を進める。

2. 取組状況

年 月	内 容
平成 30 年 3 月	・ 第一次実施計画の策定<本納地区の学校のあり方>
令和 3 年 4 月	(本納中学校区で小中一貫教育を開始)
9 月	(本納小を本納中の敷地内に移転【施設一体型の小中一貫教育】)
令和 4 年 1 月	・ 第二次実施計画の策定<本納小と新治小の統合・本納小と豊岡小の統合>
12 月	・ 豊岡小 P T A 及び豊岡地区自治会長連合会の役員との話し合い
令和 5 年 4 月	(本納小学校と新治小学校が統合)
12 月	・ 豊岡小 P T A 及び豊岡地区自治会長連合会の役員との話し合い
令和 6 年 9 月	・ 豊岡小 P T A 意見交換会
10 月	・ 豊岡地区自治会長意見交換会
12 月	・ 豊岡小 P T A 及び豊岡地区自治会長連合会の役員との話し合い
令和 7 年 9 月	・ 豊岡地区の就学前児童の保護者を対象とした説明会
12 月	・ 豊岡小 P T A 及び豊岡地区自治会長連合会の役員との話し合い

本納地区の児童生徒数及び学級数の推計【令和7年度 住民基本台帳による推計】

- ・令和元～7年度 : 実児童数（各年度5月1日時点）
- ・令和8～13年度 : 住民基本台帳（令和7年4月1日時点）により児童生徒数を見込みで算出。
転出入等は考慮していない。

1. 豊岡小学校

区分	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
1年	29	1	27	1	17	1	18	1	12	1	16	1	16	1	13	1	12	1	12	1	10	1	8	1	8	1
2年	36	2	29	1	29	1	16	1	19	1	13	1	17	1	16	1	13	1	12	1	12	1	10	1	8	1
3年	25	1	37	2	30	1	30	1	15	1	20	1	12	1	17	1	16	1	13	1	12	1	12	1	10	1
4年	33	1	25	1	38	2	29	1	30	1	15	1	20	1	12	1	17	1	16	1	13	1	12	1	12	1
5年	38	1	33	1	24	1	38	1	28	1	29	1	15	1	20	1	12	1	17	1	16	1	13	1	12	1
6年	42	2	37	1	33	1	24	1	37	1	28	1	28	1	15	1	20	1	12	1	17	1	16	1	13	1
全校	203	8	188	7	171	7	155	6	141	6	121	6	108	6	93	6	90	6	82	6	80	6	71	6	63	6

2. 本納小学校（R5に[旧]新治小と統合）

区分	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
1年	29	1	28	1	23	1	21	1	25	1	18	1	24	1	25	1	22	1	20	1	18	1	20	1	19	1
2年	25	1	29	1	29	1	24	1	26	1	23	1	18	1	24	1	25	1	22	1	20	1	18	1	20	1
3年	27	1	25	1	30	1	32	1	28	1	26	1	22	1	18	1	24	1	25	1	22	1	20	1	18	1
4年	22	1	27	1	26	1	31	1	36	2	28	1	26	1	22	1	18	1	24	1	25	1	22	1	20	1
5年	34	1	25	1	27	1	28	1	43	2	38	2	29	1	26	1	22	1	18	1	24	1	25	1	22	1
6年	23	1	34	1	25	1	27	1	32	1	43	2	36	2	29	1	26	1	22	1	18	1	24	1	25	1
全校	160	6	168	6	160	6	163	6	190	8	176	8	155	7	144	6	137	6	131	6	127	6	129	6	124	6

3. 本納中学校

区分	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
1年	83	3	68	2	84	3	62	2	55	2	66	2	72	2	64	2	44	2	46	2	34	1	35	1	40	2
2年	68	2	83	3	69	2	86	3	61	2	54	2	67	2	72	2	64	2	44	2	46	2	34	1	35	1
3年	79	3	68	2	82	3	69	2	85	3	60	2	55	2	67	2	72	2	64	2	44	2	46	2	34	1
全校	230	8	219	7	235	8	217	7	201	7	180	6	194	6	203	6	180	6	154	6	124	5	115	4	109	4

※本納中は、両小学校の卒業生がそのまま進学するものとして新入生数を算出。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一 学校給食に関すること。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

十四 文化財の保護に関すること。

十五 ユネスコ活動に関すること。

十六 教育に関する法人に関すること。

十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(昭三六法一四一・平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法一〇四・平一九法五三・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十三条繰上)

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(昭三八法九九・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十四条繰上・一部改正)

(職務権限の特例)

第二十三條 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平一九法九七・追加、平二六法七六・旧第二十四条の二繰上・一部改正、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

(事務処理の法令準拠)

第二十四條 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(平一九法九七・一部改正、平二六法七六・旧第二十五条繰上)

(事務の委任等)

第二十五條 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正）

南中学校・早野中学校統合準備委員会の協議状況について

(教育部教育総務課)

【第5回】1月21日(水)19時から 南中学校図書室にて

1. 統合に向けた取組の進捗状況について

(1) 統合に向けた学校施設等の整備状況について報告を行いました。

①土砂災害に係る安全対策

使用校舎となる南中学校校舎の一部が土砂災害警戒区域等にかかっていることの安全対策として、校舎南側の急傾斜地に沿って待受け擁壁等を設置しています。なお、設置箇所にあった部室棟、外灯、樹木等の移設は、既に完了しています。

工事名	南中学校待受け擁壁等設置工事
工期	令和7年9月2日から令和8年2月16日まで

施工中 (令和7年11月中旬)



施工中 (令和8年1月中旬)



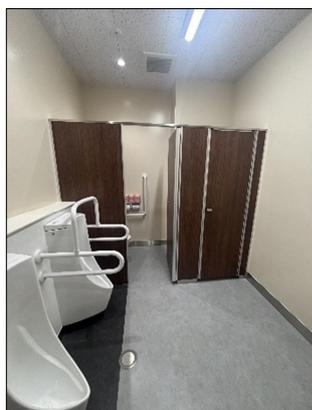
②トイレの改修

南中学校の校舎南側（教室側）トイレの大規模改修工事を行っています。

なお、校舎西側は令和2年度に改修が完了しており、令和8年度には、体育館トイレを含む校舎北側（特別教室側）トイレの大規模改修工事を行う予定です。これにより、校舎内のすべてのトイレが新しくなる予定です。

工事名	南中学校トイレ大規模改修工事（I期）
工期	令和7年6月24日から令和8年1月30日まで

施工中（令和8年1月中旬）



③空調機（エアコン）の設置

学校統合によりクラス数の増加が見込まれるため、新たに普通教室として使用する3室及び第2理科室に空調機（エアコン）を設置しました。

工事名	南中学校空調機設置工事
工期	令和7年6月24日から令和7年10月24日まで

施工完了（令和7年10月24日）



④継承物展示スペースの設置

両校の継承物を展示するため、南中学校の購買室を改修し、展示スペースとしました。展示スペース内には、早野中学校の校旗、校章のレリーフ、初代校長直筆の校訓の書といった歴史を感じられる品などを継承物として展示します。

また、生徒用昇降口付近のショーケースにも、現在の両校の制服やジャージといった両校にゆかりのある物品を展示し、生徒や来校者が日頃から見るようにします。

工事名	南中学校購買室壁解体工事
工期	令和7年7月22日から令和7年10月31日まで

施工中（令和7年8月中旬）



施工完了（令和7年10月31日）



⑤横断幕の設置

令和7年10月2日、早野中学校の校舎4階ベランダに、閉校記念として作成した横断幕を設置しました。設置期間は、閉校から1年間（令和9年3月頃まで）の予定です。

横断幕のデザイン



設置状況



2. 学校統合準備会からの報告について

(1) 両校の教職員等で組織する学校統合準備会での協議状況の報告を、両校の教頭が行いました。

報告内容	
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・早野中学校の閉校記念事業として、閉校記念誌及び記念品の作成を進めており、作成後は閉校式参加者や学区の各家庭に配付を行う。 ・閉校式は、3月21日に実施予定であり、終了後は五郷福祉センターで毎年開催している地域主催の「五郷桜まつり」を早野中学校で開催することで調整を行っている。 ・令和8年度新入生説明会は、1月10日に南中学校体育館を会場として実施し、説明だけでなく授業参観や校舎見学も実施した。南中学校を「わが中学校」と感じとってもらえるよう早野中学校の教職員も参加した。 ・早野中学校にて2月7日に、統合後の2・3年生の生徒の保護者を対象に、統合後の中学校生活に関する心配事や要望等を気軽に話し合える座談会を行う。
教育課程部会	統合後の各学年の行事は、両校の教職員で検討して案をまとめており、統合後に確認をして決定する。
生徒指導部会	統合後の通学について、早野中学校の1・2年生から南中学校に進学する際の通学経路を提出してもらっており、要注意箇所での指導内容などを検討して、今後の指導に活かしていく。また、3月下旬に通学練習を行い、安全に通学できるようにする。
教材・教具管理部会	統合校への物品の移送は、3月25日、26日に行い、支障なく新年度がスタートできるようにする。
P T A・地域部会	P T A及び部活動後援会の会則や役員選出方法、会費などについて素案を作成し、両校のP T A役員に承認いただいた。今後、両校のP T A及び部活動後援会を交え、最終的な話し合いを行う。
制服検討委員会	統合を契機に刷新する制服・ジャージ・エンブレムについて、両校で10月にお披露目会を開催した。新制服は、ジェンダーレス制服で、令和8年度の新入生から着用する。
交流事業実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・統合時の2・3年生は、宿泊校外学習やレクリエーション大会などで交流を行い、親交を深めてきた。 ・特別支援学級は、オンラインやパラスポーツなどにより交流を行い、親交は十分に深まってきている。 ・部活動では、野球部、サッカー部及びバスケットボール部(女子)の3つの部活動で合同チームを編成し、長生郡市新人体育大会に参加した。

3. 今後の予定について

今後の予定について報告を行いました。

年月	予定
令和8年3月	<p>●茂原市立早野中学校閉校式</p> <p>日程：令和8年3月21日（土） 場所：早野中学校 体育館</p> <p>※閉校式終了後、「五郷桜まつり」が開催されます。</p> <p>・引越し作業 日程：令和8年3月25日（水）、26日（木）予定</p>
4月	<p>●学校統合</p>

4. 今回の会議における質問

No.	質問内容	回答
1	閉校記念誌等は、いつ、誰に配布を行うのか。	3月21日の閉校式で、出席者に配付する。その後、早野中学校区の各世帯に対して配布する。
2	通学道路の工事が遅れているようだが、通学までに完了するのか。	工事担当課に聞いたところ、3月末までには通行が可能になるとのことであった。